



## デジタル化に関する政策・法制度の動向(上)ーデジタル社会形成基本法を中心に 執筆者:福岡 真之介

2019年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により日本社会も大きな影響を受けることになったが、様々な分野においてデジタル化の遅れが浮き彫りになった。例を挙げればきりが無いが、行政においては、10万円の特別定額給付金についてオンライン申請に混乱が生じ、迅速な支給ができなかったことや、感染者の報告がFAXで行われたためデータの集計に時間がかかったことや、民間においても押印のためにリモートワークができないことが問題となった。

そのような中で、政府のデジタル化を推進すべく、菅義偉首相が2020年10月にデジタル庁の設立を表明する等、政府におけるデジタル化が目玉政策として推進されている。その内容は行政のデジタル化を中心に多岐に亘り、また矢継ぎ早に様々な政策が策定されるため、内容を把握するのは容易ではない。

今般、デジタル化に関連して、「デジタル社会形成基本法」、「デジタル庁設置法」と「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の3法案が2021年2月9日に国会に提出された。そこで、本ニュースレターにおいても、全て網羅できるものではないが、現時点のデジタル化政策について、企業法務に関連する部分を中心に現時点(2021年3月)における主要なポイントと注目点を概説したい。

### 1. デジタル社会形成基本法の制定

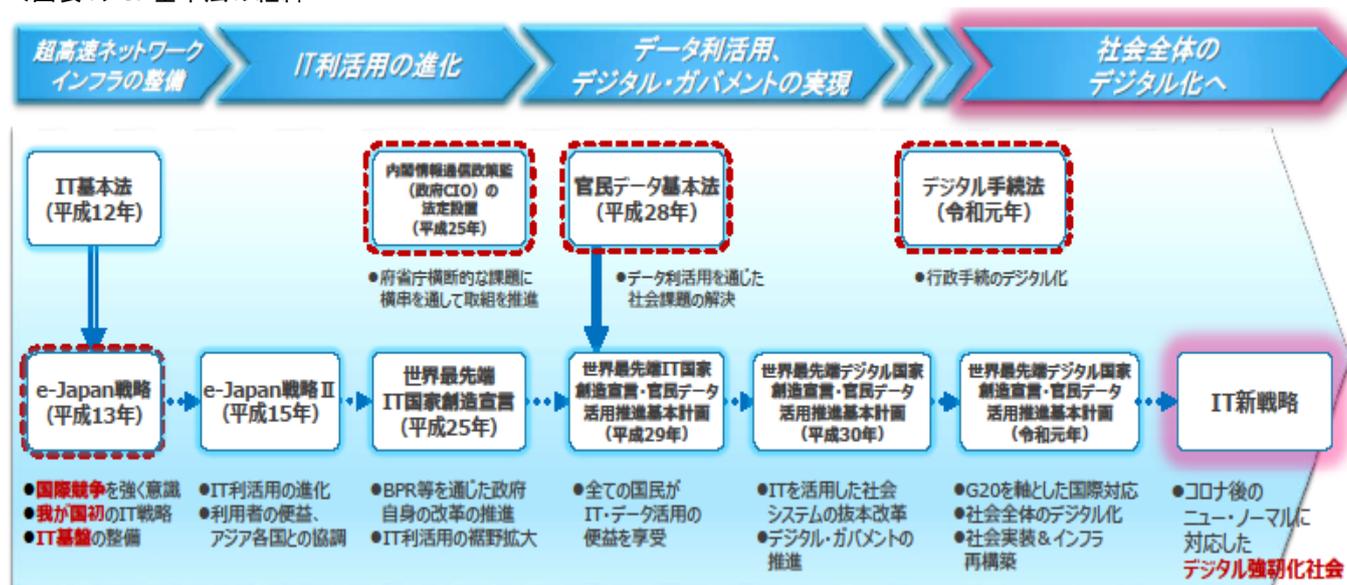
日本のIT政策の基本を定めたものとして、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(2010年制定)がある。この法律は「IT基本法」と呼ばれ、同法に沿って、e-Japan戦略等の様々な政策が定められてきた(図表1)。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com))

<図表1>IT 基本法の経緯



(出典)デジタル改革関連法案ワーキンググループ(第1回)(2020年10月15日)資料2

もっとも、これらの政策を実施し、「世界最先端IT国家創造宣言」を掲げたにも関わらず、前述のとおり、新型コロナウイルスにより、日本政府のデジタル化の遅れが浮き彫りになった。国際連合が2020年7月に発表した世界電子政府ランキング2020においても日本は14位であり(ちなみに1位はデンマーク、2位は韓国、米国は9位である)、最先端とは到底いえない状況にある。

そのため政府は、今般(2021年2月)、新たにITに関する基本法として、「デジタル社会形成基本法」を制定するに至った。同法は、デジタル社会の形成に関し、基本理念・施策の作成に係る基本方針、国・地方公共団体・事業者の責務、デジタル庁の設置、重点計画の作成について定めている。これに伴い前述のIT基本法は廃止される予定である。

デジタル化の施策の作成に係る基本方針としては、①多様な主体による情報の円滑な流通の確保(データの標準化等)、②アクセシビリティの確保、③人材の育成、④生産性・国民生活の利便性の向上、⑤国民による国・地方公共団体が保有する情報の活用、⑥ベースレジストリの整備、⑦サイバーセキュリティの確保、⑧個人情報保護が挙げられている。

また、デジタル社会形成基本法と共に、「デジタル庁設置法」と「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(以下「デジタル社会形成整備法」という。)も国会に提出されている。デジタル社会形成整備法においては、基本方針の上記⑧を受けて個人情報保護法の改正がされている他、マイナンバー法の改正や押印・書面の交付を求める手続の見直しがされている。

世間の注目はデジタル庁の設立に行きがちであるが、企業法務の観点からは、デジタル社会形成整備法における個人情報保護法の改正および押印・書面の交付を求める手続の見直しが注目される。

個人情報保護法の改正では、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合すると共に、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化し、いわゆる「個人情報保護法制2000個問題」の解決が図られている。また、学術研究については個人情報保護法からの一律の適用除外が認められているが、義務ごとの例外規定を設けることとしてその精緻化が図られている。

押印・書面の交付を求める手続の見直しについては、借地借家法や宅建業法等の48法律において、押印を求める手続について押印を不要とし、書面等の交付を求める手続について電磁的方法により行うことを可能としている。これにより、取引の電子化が促進されることが期待される。

## 2. 政府のデータ戦略

デジタル社会に向けた政府のデータ戦略として、「データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ」が公表されている(2020年12月21日)。以下「データ戦略とりまとめ」という。図表2参照)。世界各国もデータ戦略を策定・公表しており、我が国の動きもそれと軌を一にしている。

データ戦略では、「データを安心して効率的に使える仕組みを構築する」ことを理念とし、データ活用の原則として、①自分で決められる、勝手に使われない、②つながる、③いつでもどこでもすぐ使える、④安心して使える、⑤みんなで創るを掲げている。従来からデータの活用の考え方については様々に論じられてきたが、このようにデータ活用の原則が整理されたことは特筆すべきであろう。

上記の原則を実現するために、①データの整備、②データを連携させる基盤の整備、③データに関するルールの整備、④組織における従来の業務・ビジネスプロセスのゼロベースからの見直しが唱えられている。

そして、喫緊の課題として、①データの整備については、ベースレジストリの整備、オープンデータの推進、包括的データマネジメントが挙げられている。②連携基盤については、データ連携サービスを提供する基盤となるプラットフォームの整備が挙げられている。③ルール整備については、データの真正性・完全性を確保するためのトラストの枠組みの整備が挙げられている。

<図表2>データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ



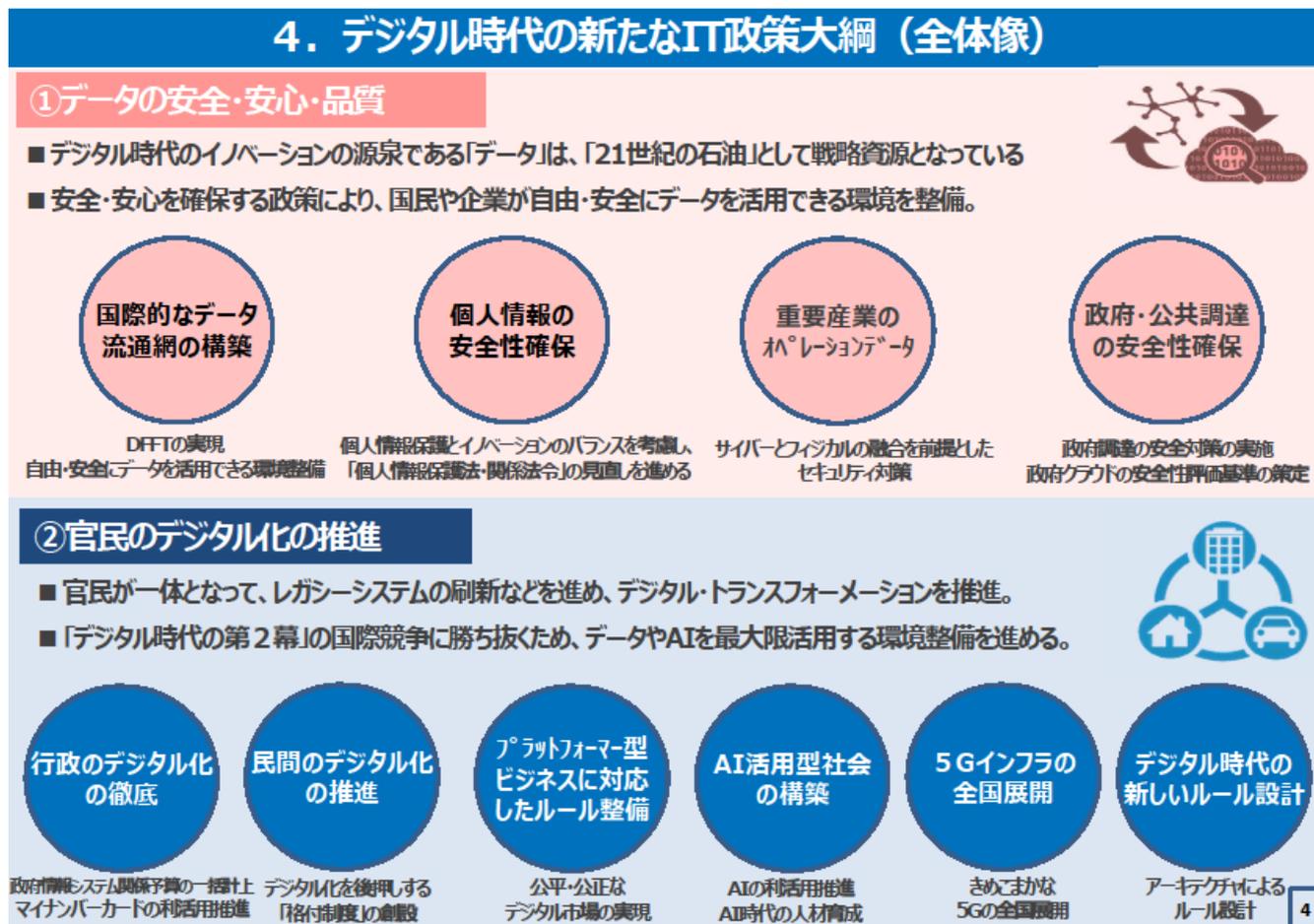
(出典)「デジタル・ガバメント関係会議(第10回)議事次第」資料5

## 3. 具体的な政策

これらの政策のベースとなっているのは2019年6月に策定された「デジタル時代の新たなIT政策大綱」である。そこでは前述の「データ戦略とりまとめ」とは異なった切り口で政府のIT戦略が述べられており、①データの安全・安心・品質、②官民のデジタ

ル化の推進の二つの軸が挙げられている(図表 3)。

<図表 3> デジタル時代の新たな IT 政策大綱



(出典)第 76 回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部第 7 回官民データ活用推進戦略会議 合同会議議事次第資料 1-1

そして、①データの安全・安心・品質を確保するための政策として、(i)国際的なデータ流通網の構築として DFFT(データ・フロー・ウィズ・トラスト)の推進、(ii)個人情報の安全性確保として個人情報保護法等の見直し、(iii)重要産業のオペレーションデータの保護のためセキュリティ対策、(iv)政府・公共調達の実施の安全性確保が挙げられている。

また、②官民のデジタル化の推進として、(i)行政のデジタル化の徹底としてマイナンバーカードの利用推進、(ii)民間のデジタル化の推進としてデジタル格付制度の創設、(iii)プラットフォーム型ビジネスに対応したルールの整備、(iv)AI 活用社会の構築としてAI の利活用推進とAI 人材の育成、(v)5G インフラの整備、(vi)デジタル時代の新しいルール設計が挙げられている。

目新しい取組として、上記(vi)の「デジタル時代の新しいルール設計」として、従来型の事前規制ではなく、ソフトローを中心とした新たなガバナンスモデルが模索されており、「GOVERNANCE INNOVATION: Society5.0 の実現に向けた法とアーキテクチャのリ・デザイン」報告書(2020年7月13日)が公表され、それを踏まえて、近時、「GOVERNANCE INNOVATION Ver.2: アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて」報告書案(2021年2月19日)が公表されている。

「GOVERNANCE INNOVATION Ver.2: アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて」報告書案が提示する「アジャイル・ガバナンス」とは、変化し続ける社会とゴールに対応するため、「ゴール設定」「システムデザイン」「運用」「説明」「評価」「改善」のサイクルを、政府、企業、個人・コミュニティといった様々なステークホルダーが、自らの置かれた社会的状況を継続的に分析し、目指すゴールを設定した上で、それを実現するためのシステムや法規制、市場、インフラといった様々なガバナンスシステムをデザインし、その結果を対話に基づき継続的に評価し改善していくモデルとされている。このモデルは、従来型のガバナンスモデルからのパラダイムシフトといえる考え方であるため、上記の考え方にピンと来ない人もいると思われるが、法規制のあり方そのものを変えていくというものであり、法律を取り扱うものはその動向に注目する必要がある。

今年から施行された「特定デジタルプラットフォームの透明性および公平性の向上に関する法律」(2020年5月成立、2021年2月1日施行)も、このような新たなルール設計の考え方を取り入れたものと評価でき、実際に法規制の一手法として導入されつつある。

DX 時代においては、大量の情報を保有・管理しているのは企業であり、政府が外部からその詳細を把握し、モニタリングすることは一層困難になっていることから、企業自身が事業活動のモニタリングを行う役割を担うことが実効的かつ効率的であるとして、企業には、ガバナンスの一翼を担う主体としての役割が期待されている。

このような新しいアジャイル・ガバナンス・モデルの下では、政府が制定した一方的なルールによる規制ではなく、ルール形成に企業も共同して参画すること(共同規制)が期待されている。今後は、企業の法務部としては、単にルールを理解し遵守するというだけでなく、ルール形成にいかに関わっていくのかという視点も重要になろう。

以上



ふくおか しんのすけ  
福岡 真之介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[s.fukuoka@nishimura.com](mailto:s.fukuoka@nishimura.com)

弁護士(1998年登録)、ニューヨーク州弁護士(2007年登録)。多数の事業再生案件に債務者側代理人または債権者側代理人として関与。日本航空株式会社の会社更生申立代理人、株式会社 MT.GOX の民事再生申立代理人等を務める。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.nishimura.com/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: [info@nishimura.com](mailto:info@nishimura.com) URL: <https://www.nishimura.com>

© Nishimura & Asahi 2021